

広島県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 中村クリニック	三次市島敷町一五一四番地五	平成二十二年三月三日
医療法人社団 鈴木外科循環器科医院	東広島市黒瀬町榎原二四三番地六	平成二十二年五月二日
府中メンタルクリニック	安芸郡府中町大通二丁目八番二一 号 3 F	平成二十二年八月二日
オカダデンタルクリニック	東広島市西条本町一二番二 号 Jフ ロントビル 3 F	平成二十二年九月三〇日
なべか薬局有限公司	尾道市新高山三丁目一七〇番一〇 九号	平成二十二年八月二日